

一般社団法人つなぎ 行動計画

社員が仕事と子育て・介護を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年10月1日～令和3年9月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画内に育児休業を1名以上取得すること

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 令和元年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和元年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：計画期間内に子の看護休暇の取得率を水準以上とする。

男子社員・・・計画内に子の看護休暇を1名以上取得すること

女性社員・・・取得率を75%以上とする

<対策>

- 令和元年10月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和元年10月～ 制度導入

目標3：育児や介護、その他仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和元年10月～ 社内掲示板、社内説明会などで、育児・介護休業等の諸制度や利用手順についての周知を行う。